「子どものいじめ防止に関する条例制定に向けた基本的な考え」 意見募集結果

1 目的

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)を踏まえ、条例を制定します。

この条例制定に向けた基本的な考えについて、広く市民の方から意見を求め、条例制定の参考と するためパブリックコメントを実施しました。

2 実施期間

平成27年6月10日(水)~7月9日(木)

3 周知方法

- (1) 広報みのかも (6月1日号) にパブリックコメントの実施について掲載
- (2) 美濃加茂市ホームページに「子どものいじめ防止に関する条例制定に向けた基本的な考えについて」を掲載
- (3) 美濃加茂市教育委員会学校教育課に「子どものいじめ防止に関する条例制定に向けた基本的な考えについて」を閲覧実施

4 意見の提出状況

*意見提出者数 3名

*意見提出件数 6件

5 提出された意見と考え方

<ご意見1>

該当箇所	2 (1)条例制定の目的と基本理念 ①目的
意見内容	市としての条例制定の目的を明確に示す必要がある。目的が曖昧であるとい
	じめの防止はできない。
意見に対する	「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、条例制定の目的を次の五つの視点で具
市の考え方	体的に示します。
	①子どものいじめの防止に係る基本理念を定めること
	②いじめ防止に係る責務及び役割を明らかにすること
	③いじめの防止を図るための基本的な事項を定めること
	④万が一重大ないじめが発生してしまった時に解決を図るための基本的な
	事項を定めること
	⑤子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくること

<ご意見2>

該当箇所	2 (2) 用語の定義
意見内容	いじめの定義を、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、市の条例ではより具体
	的に示すべきである。
意見に対する	いじめには、多様な態様があります。個々の行為が「いじめ」に当たるか否
市の考え方	かの判断は、表面的・形式的にすることなく、児童生徒の立場に立つことが大
	切であると考えます。このことを踏まえ、市の条例ではいじめの定義は「いじ
	め防止対策推進法」を踏まえて表現します。いじめの具体的な態様については、
	市の「いじめ問題対策審議会の設置等に関する規則」で示します。

<ご意見3>

該当箇所	2 (3) いじめの防止に向けた責務や役割
意見内容	いじめは、社会総がかりで取り組まないと防止できない。特にいじめの当事
	者である子どもの責務や役割を明確に示す必要がある。
意見に対する	ご指摘のように、いじめの防止といじめの解決を図るためには、いじめに直
市の考え方	接関わる子どもの責務と役割も明確にする必要があると考えています。
	美濃加茂市の条例には、いじめの当事者である子どもの責務と役割を明確に
	示します。

<ご意見4>

該当箇所	2 (3) いじめの防止に向けた責務や役割
意見内容	市立学校の責務について示しているが、美濃加茂市内には私立中高等学校も
	ある。私立学校については、どう考えているのか。
意見に対する	私立学校は美濃加茂市の管轄外です。
市の考え方	しかし、本条例の対象者である「子ども」は、「小学生、中学生及び高校生並
	びにこれらに準ずる者」としています。このことを踏まえ、私立学校等を「そ
	の他の学校」として規定し、いじめ防止等に関し、適正な措置を講ずるよう協
	力を要請することができるように規定します。

<ご意見5>

該当箇所	2 (4) ①財政上の措置
意見内容	予想を超えたこと、場、つながりで起こるのが今のいじめであり、対応には
	非常に苦労する。適切かつ柔軟、迅速に対応する必要があることを十分にふま
	え、費用対効果を優先することのない予算を編成されることを望む。
意見に対する	市は、いじめの防止及び解決のための施策を推進するために、必要な財政上
市の考え方	の措置を講じるよう努めることを条例で規定します。
	予算措置につきましては、貴重なご意見として承ります。

<ご意見6>

該当箇所	条例の表現について
意見内容	基本的な考えは、「…と考えています」「…と考える」と表記されているが、
	条例は言い切る表記で明確に示すべきではないか。
意見に対する	ご指摘のように、条例では曖昧さをなくすために語尾を明確な表現で示しま
市の考え方	す。

※問合せ先 美濃加茂市役所 教育委員会事務局 学校教育課電話 25-2111 (内線340)